

入 札 公 告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

なお、本工事に係る落札決定及び契約締結は、
当該工事に係る令和7年度予算が成立し、予算示
達がなされることを条件とするものです。

令和6年12月6日

支出負担行為担当官

北海道開発局旭川開発建設部長 岩下 幸司

◎調達機関番号 020 ◎所在地番号 01

○開発旭川第16号(No. 16)

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名

ア 愛別農地整備事業 中愛別工区区画整理
工事（以下「①工事」という。）

イ 愛別農地整備事業 愛別工区区画整理工
事（以下「②工事」という。）

ウ 旭東農地整備事業 聖台東神楽南工区区
画整理工事（以下「③工事」という。）

(①工事、②工事及び③工事いずれも電子入札対象及び電子契約対象案件)

(3) 工事場所 ①工事及び②工事 北海道上川郡愛別町 ③工事 北海道上川郡東神楽町

(4) 工事内容

①工事 区画整理工：A＝65ha、整地工：A＝65ha、農道工：L＝12,900m、ほ場内用水路工（V U ϕ 100～500mm）：L＝5,000m、ほ場内排水路工（合成樹脂管 ϕ 300～900mm）：L＝9,000m、暗渠排水工：A＝61ha、支線用水路工（D C I P ϕ 600～800mm、V U ϕ 350～450mm）：L＝2,100 m

②工事 区画整理工：A＝53ha、整地工：A＝53ha、農道工：L＝12,700m、ほ場内用水路工（V U ϕ 150～300mm）：L＝2,200m、ほ場内排水路工（合成樹脂管 ϕ 300～600mm）：L＝4,000m、暗渠排水工：A＝50ha、支線用水路工（D C I P ϕ 700 mm）：L＝1,400 m、支線排水路工（V－500敷設替、合成樹脂管 ϕ 900mm）：L＝900m

③工事 区画整理工：A＝30ha、整地工：A＝30ha、農道工：L＝4,600 m、ほ場内用水路工（V U ϕ 100～450mm）：L＝1,500 m、ほ場内排水路工（合成樹脂管 ϕ 250 ～ 1,350mm）：L＝2,900m、暗渠排水工：A＝28ha、支線用水路工（F R P M ϕ 1,350 mm、D C I P ϕ 600mm）：L＝1,200m

(5) 工期 ①工事、②工事及び③工事（以下、「本工事」という。）は、受注者の円滑な工事施工体制の確保を図るため、事前に建設資材、労働者確保等の準備を行うことができる余裕期間を設定した工事である。

①工事 令和7年8月1日から令和9年1月28日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和7年7月31日まで。）。

②工事 令和7年8月1日から令和9年1月21日まで（余裕期間：契約締結日の翌日から令和7年7月31日まで。）。

③工事 令和7年8月1日から令和9年1月8日まで（余裕期間：契約締結日の翌日か

ら令和7年7月31日まで。）。

(6) 使用する主要な資機材

- ①工事 ダクティル鑄鉄管（A L W形 ϕ 600
～800mm）：L = 760m、硬質ポリ塩化ビニ
ル管（V U ϕ 100～500mm）：L = 6,300 m、
合成樹脂管（ ϕ 60～900 mm）：L = 82,400
m
- ②工事 ダクティル鑄鉄管（A L W形 ϕ 700
mm）：L = 1,400 m、硬質ポリ塩化ビニル
管（V U ϕ 150 ～300mm）：L = 2,200m、
合成樹脂管（ ϕ 60～900 mm）：L = 65,000
m
- ③工事 強化プラスチック複合管（F R P M
 ϕ 1,350mm）：L = 600m、ダクティル鑄鉄
管（A L W形 ϕ 600mm）：L = 600m、硬質
ポリ塩化ビニル管（V U ϕ 100～450mm）：
L = 1,500m、合成樹脂管（ ϕ 60～1,350mm）
：L = 33,800m

- (7) 本工事は、資料の提出及び入札等を電子入
札システムにより行う。ただし、電子入札シ

システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えることができる。

- (8) 本工事は、契約手続きにかかる書類の授受を、原則として電子契約システムで行う対象工事である。なお、電子契約システムによりがたい場合は、紙契約方式に代えるものとする。
- (9) 本工事は、「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の実施が義務付けられた工事である。
- (10) 本工事は、入札時に施工方法等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する入札時VE方式（総合評価落札方式）の適用工事のうち、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式（技術提案評価型S型）

の試行工事である。また、本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後 V E 方式の試行工事である。ただし、入札時 V E 方式（総合評価落札方式）に係るものを除く。

(11) 本工事は、いわゆるダンピング受注に係る公共工事の品質確保及び下請業者へのしわ寄せの排除等の観点から、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合、重点的に監督・検査等の強化を行う試行工事である。

(12) 総価契約単価合意方式の適用

ア 本工事は、「総価契約単価合意方式」の対象工事である。本工事では、契約変更等における協議の円滑化に資するため、契約締結後に、受発注者間の協議により総価契約の内訳としての単価等について合意するものとする。

イ 本方式の実施方式としては、

(ア) 単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価（一式の場合は金額。（イ）に

において同じ。)のそれぞれを算出した上で、当該単価について合意する方式)

- (イ) 包括的単価個別合意方式（工事数量総括表の細別の単価に請負代金比率を乗じて得た各金額について合意する方式）があり、受注者が選択するものとする。ただし、受注者が単価個別合意方式を選択した場合において、アの協議の開始の日から14日以内に協議が整わないときは、包括的単価個別合意方式を適用するものとする。

- ウ 受注者は、「包括的単価個別合意方式」を選択したときは、契約締結後14日以内に、契約担当課が契約締結後に送付する「包括的単価個別合意方式希望書」に、必要事項を記載の上、当該契約担当課に提出するものとする。

- エ その他本方式の実施手続は、「総価契約単価合意方式実施要領」及び「総価契約単価合意方式実施要領の解説」によるものと

する。

- (13) 本工事において、中間前金払に代わり、既済部分払を選択した場合には、短い間隔で出来高に応じた部分払や設計変更協議を実施する「出来高部分払方式」を採用する。
- (14) 本工事は、企業の技術力審査・評価を効率化するため、入札公告、申請書等の提出期限、入札、開札及び落札者決定のそれぞれについて、同一日に行う複数の工事において資料及び施工計画を共通化して審査を行う一括審査方式の試行対象工事である。

下記に記載する試行対象工事に同時に参加を希望する場合は、いずれかの工事において資料及び施工計画を提出し、資料及び施工計画を提出しない他の工事においては、入札説明書で示す別記様式5を資料及び施工計画に代えてそれぞれ提出すること。ただし、申請書については、参加を希望する工事毎に提出すること。詳細は入札説明書による。

なお、本試行対象工事においては、複数名

の配置予定技術者の申請を可とするが、本試
行対象工事間での監理技術者の兼務は認めな
い。

また、落札決定は、次のイの順に行い、本
試行対象工事のいずれかの工事を落札した場
合は、落札した工事以降に落札決定する工事
の入札は無効とする。

本試行対象工事及び落札決定通知予定は以
下のとおりとする。

ア 通知年月日 令和7年4月10日（予定）

イ 通知時刻 ①工事 10時00分（予定）

②工事 10時30分（予定）

③工事 11時00分（予定）

ウ 通知年月日及び通知時刻を変更する場合
は別途連絡するが、通知年月日等を変更し
た場合でも落札決定の順番は変えないもの
とする。

(15) 本工事は、週休2日による施工の対象工事
である。受注者は契約後、週休2日による施
工を行わなければならない。

(16) 本工事は、「情報化施工技術の活用ガイドライン」（農林水産省農村振興局設計課）に基づき、情報通信技術（ＩＣＴ）の活用により生産性及び施工品質の向上を図るため、起工測量、設計図書の照査、施工、出来形管理、出来形管理資料の作成等において、情報化施工技術を活用する工事である。

(17) 本工事は、受注者の発案による施工手順の工夫等の創意工夫による生産性向上の取組を推進する「生産性向上チャレンジ」の試行対象工事である。

(18) 本工事は、賃上げを実施する企業に対して総合評価における加点を行う工事である。

(19) 本工事は、受注者の発案によるカーボンニュートラルに資する取組を推進する「北海道インフラゼロカーボン」の試行対象工事である。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者又は当該者を構成員とする特定建設工事共同企業体。

なお、特定建設工事共同企業体については、北海道開発局長が別に公示する申請方法に基づき、特定建設工事共同企業体の資格審査を申請すること。

- (1) 予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号。以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。
- (2) 北海道開発局における工事区分「一般土木」に係る令和7・8年度一般競争（指名競争）参加資格の申請を令和7年1月15日までに限り受理（定期受付）されていること。

ただし、開札の時に於いて、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていない者である。会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再決定を受けている

こと。) 。

(3) 北海道開発局における工事区分「一般土木」

に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した経営事項評価点数が、1,100 点以上であること（上記(2)の再決定を受けた者にあつては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,100 点以上であること。）。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、経営事項評価点数が、1,000 点以上であること（上記(2)の再決定を受けた者にあつては、当該再決定の際に、経営事項評価点数が1,000 点以上であること。）。

(4) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立て

がなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記(2)の再決定を受けた者を除く。）でないこと。

(5) 平成21年度以降に、次のアの要件を満たす

工事を元請として施工した実績を有すること
（共同企業体の構成員としての実績は、出資

比率が20%以上の場合のものに限る。) 。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、次のイの要件を満たす工事を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。) 。

ア 水田の区画整理、水田のほ場整備のいずれかで整地工を含む工事で単一工事での施工実績が30ha以上の施工実績を有すること。

イ 水田の区画整理、水田のほ場整備のいずれかで整地工を含む工事の施工実績を有すること。

なお、当該実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、旭川開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された

場合、参加を認める。

- (6) 本工事に係る施工計画が適正であること。

この施工計画の提出に当たって、入札説明書の別添図面及び別添仕様書に参考として示された図面及び仕様書（以下「標準案」という。）の内容について、これと異なる施工方法等（以下「技術提案」という。）で施工しようとする場合は、その内容を示した施工計画を提出すること。

- (7) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。

なお、本工事は、余裕期間を設定した工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任技術者又は監理技術者の配置を要しない。

また、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以

上の資格を有する者であること。ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、２級以上の国家資格を有する主任技術者を配置すること。

イ 平成21年度以降に、上記(5)アに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

ただし、特定建設工事共同企業体の代表者以外の構成員については、上記(5)イに掲げる工事の経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。

なお、当該経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

ウ 監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

- (8) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に、北海道開発局工事契約等指名停止等の措置要領（昭和60年4月1日付け北開局工第1号）に基づく指名停止を受けていないこと。
- (9) 本工事に係る設計業務等の受託者、又は当該受託者と資本関係若しくは人的関係がないこと。
- (10) 入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（入札説明書参照。）。
- (11) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずるものとして、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (12) 本工事は、建設業法第26条第3項ただし書の規定の適用を受ける監理技術者の配置を認めない。

3 総合評価に関する事項

(1) 落札方式

ア 入札参加者は価格、性能・機能及び社会的要請に関する事項に係る施工計画をもって入札し、(ア)から(ウ)の要件に該当する者のうち、3(2)によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

(ア) 入札価格が予定価格の制限の範囲内であること。

(イ) 提案された施工計画が最低限の要求（標準案）を満たした施工計画であること。

(ウ) 評価値が、標準点（100 点）を予定価格で除した数値（基準評価値）に対して下回らないこと。

イ アにおいて、評価値の最も高い者が2人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を決定する。

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を65点とする。

イ 提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、0～65点の範囲で「加算点」を与える。

評価項目

(ア) 本工事の課題に関する提案

① 区画整理工事の工程管理及び品質確保に関する提案

② 区画整理工事の安全対策に関する提案

(イ) ワーク・ライフ・バランス等推進企業の評価

(ウ) 賃上げの実施に関する評価

ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施

工体制評価点」を与える。

評価項目

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

エ 価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

4 入札手続等

(1) 担当部局

〒078－8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号 北海道開発局旭川開発建設部契約課上席専門官 電話0166－32－2907（ダイヤルイン）

(2) 入札説明書の交付期間及び交付方法

入札説明書は、令和6年12月6日から令和7年3月31日までの行政機関の休日に関する法律（昭和63年法律第91号）第1条に規定する行政機関の休日を除く毎日、9時00分から

18時00分（最終日は入札書受付締切予定時刻である12時00分）まで、電子入札システムにより交付する。ただし、紙入札により参加を希望する場合は、あらかじめその旨を担当部局へ電話で申し込むこと。申し込み受付後、交付する。

(3) 申請書、資料の提出期間及び提出方法

令和6年12月6日9時00分から令和7年1月15日12時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

(4) 入札保証金の納付等に係る書類の提出期間、場所及び方法

令和7年2月14日から令和7年3月31日まで（利付国債の提供の場合は令和7年3月14日まで）〒078-8513 北海道旭川市宮前1条3丁目3番15号 北海道開発局旭川開発建設部契約課長補佐 電話0166-32-1998（ダイヤルイン）持参、書留郵便（提出期間内必着。）又は託送（書留郵便と同等のものに限る。提出期間内必着。）により提出すること。

(5) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法

入札書は、令和 7 年 3 月 31 日 12 時 00 分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

開札は、令和 7 年 4 月 9 日 10 時 00 分北海道開発局旭川開発建設部 3 階第 2 会議室にて行う。

5 その他

(1) 手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道開発局旭川開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁 北海道開発局旭川開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を

免除する。

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道開発局旭川開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道開発局旭川開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

なお、受注者は、契約の締結と同時に契約の保証を付すこと。

(3) 入札の無効 本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(4) 落札者の決定方法 予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で、上記3(2)に定めるところに従い評価値

の最も高い者を落札者とする。ただし、落札者となるべき者の入札価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すおそれがある著しく不適當であると認められるときは、予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札した他の者のうち評価値の最も高い者を落札者とすることがある。

- (5) 契約締結後のV E 提案 契約締結後、受注者は、設計図書に定める工事目的物の機能、性能等を低下させることなく請負代金額を低減することを可能とする施工方法等に係る設計図書の変更について、発注者に提案することができる。提案が適正と認められた場合には、設計図書を変更し、必要があると認められる場合には請負代金額の変更を行うものとする。詳細は特記仕様書等による。

- (6) 配置予定監理技術者等の確認 落札者決定

後、CORINS等により配置予定の監理技術者等の専任制違反の事実が確認された場合、契約を結ばないことがある。

なお、種々の状況からやむを得ないものとして承認された場合の外は、申請書の差し替えは認められない。

(7) 専任の監理技術者の配置が義務付けられている工事において、調査基準価格を下回った価格をもって契約する場合においては、監理技術者とは別に同等の要件を満たす技術者の配置を求めることがある。

(8) 手続における交渉の有無 無

(9) 契約書作成の要否 要

(10) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無

(11) 工事説明会に代え、資料配付を行う。

(12) 入札書（施工体制の確認に係る部分に限る。）のヒアリングを実施するとともに、ヒアリングに際して追加資料の提出を求めるこ

とがある。

- (13) 技術提案に基づく施工計画の採否については、競争参加資格の確認の通知に併せて通知する。

なお、競争参加資格の確認の通知において、技術提案に基づく施工計画により競争参加資格を認められた者は、当該提案に基づく入札を行い、標準案により競争参加資格を認められた者は、標準案に基づく入札を行うことを条件とし、これに違反した入札は無効とする。

- (14) 関連情報を入手するための照会窓口 上記 4 (1)に同じ。

- (15) 一般競争参加資格の申請を受理されていない者の参加 上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の申請を受理されていない者も上記 4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、
「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6
年10月 1 日付け北海道開発局長公示） 2（1）
に定める提出場所において、受け付ける。

(16) 受注者の責めにより、提案された技術提案
を遵守することができない場合は、提案の達
成率に応じて工事成績評定点から減点する。

(17) 本工事について、調査基準価格を下回った
価格をもって契約する場合には、工事完了後
に行う工事コスト調査に係る資料を公表する。

(18) 詳細は、入札説明書による。

6 Summary

(1) Official in charge of disbursement of
the procuring entity: IWASHITA Kouji, D-
irector of Asahikawa Development and Co-
nstruction Department, Hokkaido Regional
Development Bureau, Ministry of Land, I-
nrastructure, Transport and Tourism

(2) Classification of the services to be
procured: 41

(3) Subject matter of the contract:

① Construction work of the Land readjustment of Nakaaibetsu Section, Farmland consolidation project Aibetsu District, Hokkaido, Japan

② Construction work of the Land readjustment of Aibetsu Section, Farmland consolidation project Aibetsu District, Hokkaido, Japan

③ Construction work of the Land readjustment of Seidaihigashikagura-minami Section, Farmland consolidation project Kyokuto District, Hokkaido, Japan

(4) Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification by electronic bidding system: 12:00 p.m. 15 January 2025

(5) Time-limit for the submission of tenders by electronic bidding system: 12:00 p.m. 31 March 2025 (tenders brought with

12:00 p.m. 31 March 2025 or submitted by
mail 12:00 p.m. 31 March 2025)

(6) Contact point for tender documentation:

Senior Officer of Contracts Division, C-
ontracts Division, Asahikawa Development
and Construction Department, Hokkaido R-
egional Development Bureau, Ministry of
Land, Infrastructure, Transport and Tou-
rism 3-15, Miyamae 1-3, Asahikawa, Hokka-
ido 078-8513, Japan TEL 0166-32-2907

○開発旭川第17号 (No. 17)

1 工事概要

(1) 品目分類番号 41

(2) 工事名 共栄近文二期農業水利事業 近文
頭首工機械設備更新他工事（電子入札対象案
件）（電子契約対象案件）

(3) 工事場所 北海道上川郡当麻町、比布町

(4) 工事内容 洪水吐ゲート（3門 戸当金物、
開閉装置、機側操作盤更新、各ローラ、水密
ゴム取替、扉体塗装塗替）、土砂吐ゲート

(1 門 戸当金物、開閉装置、機側操作盤更新、各ローラ、水密ゴム取替、扉体塗装塗替)、取水ゲート (4 門 油圧ユニット、機側操作盤更新、水密ゴム取替、扉体塗装塗替)、制水ゲート (川表・川裏) (各 2 門 開閉装置、川表機側操作盤更新、水密ゴム取替、扉体、戸当金物塗装塗替)、除塵機 (4 基 本体、架台、機側操作盤更新)

(5) 工期 契約締結日の翌日から令和10年 3 月 27日まで。

(6) 使用する主要な資機材

・鋼材 約50 t、ステンレス鋼材 約40 t

(7)～(12) 開発旭川第16号の 1 (7)～(12)に同じ。

(13) 本工事は、競争参加資格確認申請書 (以下「申請書」という。) 及び競争参加資格確認資料 (以下「資料」という。) の提出時に、積算に必要な直接工事費について記載した見積書 (以下「見積書」という。) の提出を求め、見積書を予定価格に反映させる工事である。

(14) 本工事は、詳細設計付き施工発注方式の試
行工事である。

(15) 本工事は、施工者が原則 1 技術以上の新技
術を選定したうえで活用を図る新技術活用工
事である。

(16) 本工事は、月単位の週休 2 日による施工を
指定する工事である。なお、月単位の週休 2
日が達成出来ない場合においても、通期の週
休 2 日による施工を行わなければならない。

(17)～(19) 開発旭川第16号の 1 (17)～(19)に同じ。

2 競争参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている者、当
該者を構成員とする経常建設共同企業体。

また、同一の企業が単体、経常建設共同企業
体のいずれかの形態をもって同時に入札に参加
することは認めない。

(1) 開発旭川第16号の 2 (1)に同じ。

(2) ①単体

単体として北海道開発局における工事区
分「機械装置」に係る令和 7・8 年度一般

競争（指名競争）参加資格の申請を令和 7 年 1 月 15 日までに払い受理（定期受付）されていること。

ただし、開札の時に於いて、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていなければならない。

② 経常建設共同企業体

経常建設共同企業体として工事区分「機械装置」に係る令和 7・8 年度一般競争（指名競争）参加資格の申請を行う予定であること。

ただし、開札の時に於いて、上記の一般競争（指名競争）参加資格の決定を受けていなければならない。

会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、北海道開発局長が別に定める手続に基づく一般競争参

加資格の再決定を受けていること。) 。

(3) 開発旭川第16号の2(4)に同じ。

(4) 平成21年度以降に、次のア及びイの要件を満たす河川用水門設備の製作及び据付を元請として施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。なお、製作及び据付は同一工事でなくてもよい。

ア シェル構造ローラゲートであること。

イ 1門当たりの純径間が15m以上であること。

ただし、経常建設共同企業体の代表者以外の構成員については、平成21年度から公告開始日までに元請として完成・引渡しが完了した河川用水門設備の製作及び据付を施工した実績を有すること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上のものに限る。）。なお、施工実績が確認できる資料を添付すること。

なお、当該実績が北海道開発局、国土交通

省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、国内実績のない外国籍企業が国外での施工実績により参加する場合、旭川開発建設部総合評価審査委員会における審査の結果、同種工事の施工実績として妥当と判断された場合、参加を認める。

(5) 開発旭川第16号の2(6)に同じ。

(6) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事の現地での据付期間に専任で配置できること。現地での据付期間は、令和7年10月1日から令和8年4月30日まで、令和8年10月1日から令和9年4月30日まで、令和9年10月1日から令和10年3月27日までを予定する。

なお、工場製作において配置する主任技術者又は監理技術者については、同一工場内における他の工事との兼任を認めることとし、

現地での据付期間に専任で配置する主任技術者又は監理技術者と同一でなくてもよい。

また、受注者は、工事の継続性等において支障がないと認められる場合において監督職員との協議により、主任技術者又は監理技術者を変更できるものとする。

ア 1級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のいずれか1社が上記の資格を有する者を配置することとし、その他の構成員については、2級以上の国家資格又は建設業法第7条第2号イ又はロのいずれかに該当する（建設業法第7条第2号イに規定する学科は土木工学、建築学又は機械工学に関する学科とする。）主任技術者を配置すること。

イ 平成21年度以降に、次の(ア)及び(イ)に掲げる製作及び据付工事（据付のみでもよい。）の経験を有する者であること。ただし、経常建設共同企業体の場合は、構成員のい

れか1社の主任技術者又は監理技術者が次の(ア)及び(イ)に掲げる製作及び据付工事（据付のみでもよい。）の経験を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。）。製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい。

なお、当該経験が北海道開発局、国土交通省大臣官房官庁営繕部及び地方整備局が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満であるものを除く。

また、海外インフラプロジェクト技術者認定・表彰制度により認定された実績がある場合は、国内工事の実績と同様に配置予定技術者の同種工事の実績として評価対象とする。

(ア) ローラ形式のゲートであること。

(イ) 1径間が15m以上であること。

工場製作において配置する技術者については、上記(ア)及び(イ)に掲げる製作及び据付工事（製作のみでもよい。）の経験を有する者であること。製作及び据付工事は同一工事でなくてもよい。

ウ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証（鋼構造物工事業）及び監理技術者講習修了証を有する者であること。

(7) 詳細設計に係わる技術者（以下「詳細設計技術者」という。）として、次に掲げる基準のいずれかを満たす管理技術者及び照査技術者を配置できること。

ア 1級土木施工管理技士の資格を有する者、又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは、次の者をいう。

- ・ 1級建築施工管理技士の資格を有する者
- ・ 1級建築士の資格を有する者
- ・ 技術士（建設部門（選択科目を「鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。））、

又は総合技術監理部門（選択科目を「建設－鋼構造及びコンクリート」とするものに限る。）の資格を有する者

- ・ R C C M（鋼構造及びコンクリート）の資格を有する者

- ・ 1 級若しくは 2 級技能検定（鉄工（「製缶作業」又は「構造物鉄工作業」）（但し、2 級技能検定に合格した者は、その後鋼構造物工事に関し 3 年以上実務の経験を有する者（平成16年 4 月 1 日時点で合格していた者は実務経験 1 年以上））の資格を有する者

- ・ 主任技術者にあつては、登録橋梁基幹技能者講習修了証を有する者

- ・ これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者（旧建設大臣が認定した者を含む。）

(8)～(12) 開発旭川第16号の 2 (8)～(12)に同じ。

3 総合評価に関する事項

(1) 開発旭川第16号の 3 (1)に同じ。

(2) 総合評価の方法

ア 「標準点」を100点とし、「施工体制評価点」の最高点を30点、「加算点」の最高点を64点とする。

イ 提案された施工計画が標準案を満たしていれば「標準点」（100点）を与え、更に提案された内容に対して、各項目ごとに評価及び判定し、0～64点の範囲で「加算点」を与える。

評価項目

(ア) 工事における品質の確保に関する技術提案

(イ) 工事における安全対策に関する技術提案

(ウ) 賃上げの実施に関する評価

ウ 入札説明書等に記載された内容を実現できると認められる者に、その確実性に応じて、評価項目ごとに0～15点の範囲で「施工体制評価点」を与える。

評価項目

(ア) 品質確保の実効性

(イ) 施工体制確保の確実性

エ 価格及び価格以外の要素として提示された性能等に係る総合評価は、入札者の申込みに係る「標準点」、「加算点」及び「施工体制評価点」の合計を、当該入札者の入札価格で除して得た数値をもって行う。

4 入札手続等

(1)～(2) 開発旭川第16号の4(1)～(2)に同じ。

(3) 申請書、資料及び見積書の提出期間及び提出方法

令和6年12月6日9時00分から令和7年1月15日12時00分までに、原則として電子入札システムにより提出すること。

(4)～(5) 開発旭川第16号の4(4)～(5)に同じ。

5 その他

(1) 開発旭川第16号の5(1)に同じ。

(2) 入札保証金及び契約保証金

ア 入札保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の

提供（取扱官庁 北海道開発局旭川開発建設部）又は銀行等の保証（取扱官庁 北海道開発局旭川開発建設部）をもって入札保証金の納付に代えることができる。また、入札保証保険契約の締結を行い、又は契約保証の予約を受けた場合は、入札保証金を免除する。

イ 契約保証金 納付（保管金の取扱店 日本銀行旭川代理店）。ただし、利付国債の提供（取扱官庁 北海道開発局旭川開発建設部）又は金融機関若しくは保証事業会社の保証（取扱官庁 北海道開発局旭川開発建設部）をもって契約保証金の納付に代えることができる。また、公共工事履行保証証券による保証を付し、又は履行保証保険契約の締結を行った場合は、契約保証金を免除する。

(3)～(10) 開発旭川第16号の5 (3)～(10)に同じ。

(11) 工事説明会を行う。

(12) 資料のヒアリングを行う。

(13) 提出された見積書の妥当性を確認するため、
ヒアリングを行う場合がある。

(14)～(16) 開発旭川第16号の 5 (12)～(14)に同じ。

(17) 一般競争参加資格の申請を受理されていない者の参加 上記 2 (2)に掲げる一般競争参加資格の申請を受理されていない者も上記 4 (3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、開札の時において、当該一般競争参加資格の決定を受け、かつ、競争参加資格の確認を受けていなければならない。

当該一般競争参加資格の決定に係る申請は、
「競争参加者の資格に関する公示」（令和 6 年10月 1 日付け北海道開発局長公示） 2 (1) に定める提出場所において、受け付ける。

(18)～(20) 開発旭川第16号の 5 (16)～(18)に同じ。

6 Summary

(1), (2) and (4)～(6) The same with the notice above (No.16)

(3) Subject matter of the contract: Const-

ruction work of Machinery for the Chika-
bumi Head Works, Agricultural Irrigation
Project of Kyohei Chikabumi Second Phase,
Hokkaido, Japan